

入札・契約制度



東 北 防 衛 局
令和 7 年 5 月 12 日

第1章 入札・契約方式

第2章 総合評価落札方式

第3章 地元企業受注機会の確保

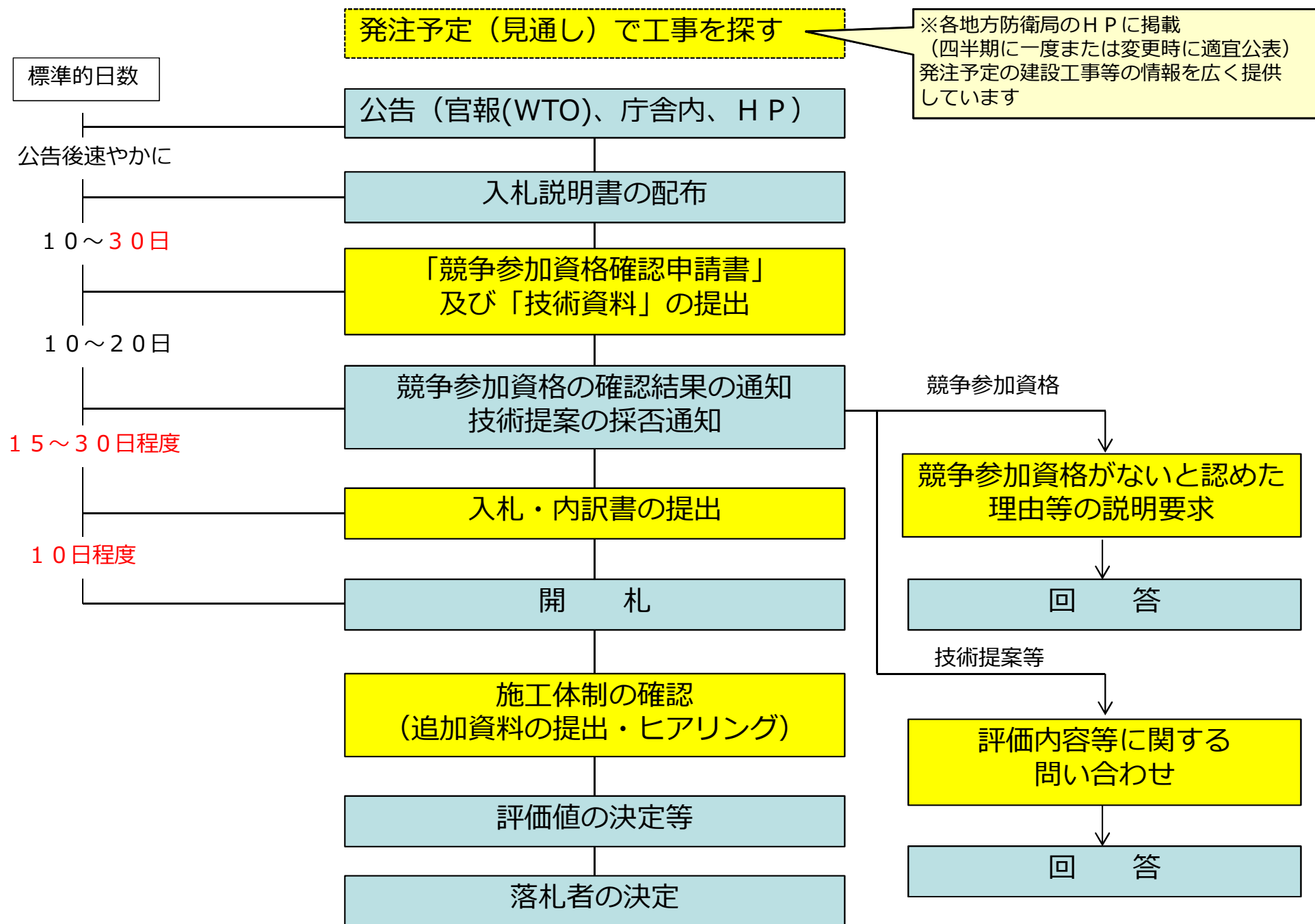
第4章 競争参加資格登録

第5章 ダンピング受注の防止

第6章 その他

- 1 一般的な入札手続の流れ
- 2 一般競争入札の方式と落札方法
- 3 総合評価落札方式
- 4 総合評価落札方式における賃上げ企業の加点措置
- 5 地域評価型（地域精通度・貢献度の評価）
- 6 特定建設工事共同企業体（特定 J V）の構成員の資格
- 7 地域優良企業活用 J V
- 8 競争参加資格登録の手続
- 9 低入札価格調査基準
- 10 施工体制確認型総合評価落札方式の試行
- 11 工事費内訳明細書の提出等
- 12 電子契約の実施
- 13 公告情報の自動メール配信
- 14 入札・契約制度に関する情報（防衛省 H P）

1 一般的な入札手続の流れ



2 一般競争入札の方式と落札方法

○ 価格競争方式

- ・ 施工を行う上で、特に工夫する余地が無い比較的単純なもの
- ・ 図面・仕様書どおりに仕事をすれば、工事目的物の品質に大差は出ないと考えられるもの



一番安い価格を提示した（入札）企業と契約することが国として有利

※「会計法」上、最低価格者と契約を行うことが原則

○ 総合評価落札方式

- ・ 施工を行う上で、工夫をすることで工事目的物の品質向上が期待出来ると考えられるもの
- ・ その工夫は、各企業の技術力や経験によって異なり、工夫内容によって向上する品質に差異があると考えられるもの



なるべく安い価格であって、かつ品質向上を期待し得る技術を持つと評価した企業と契約することが国として有利

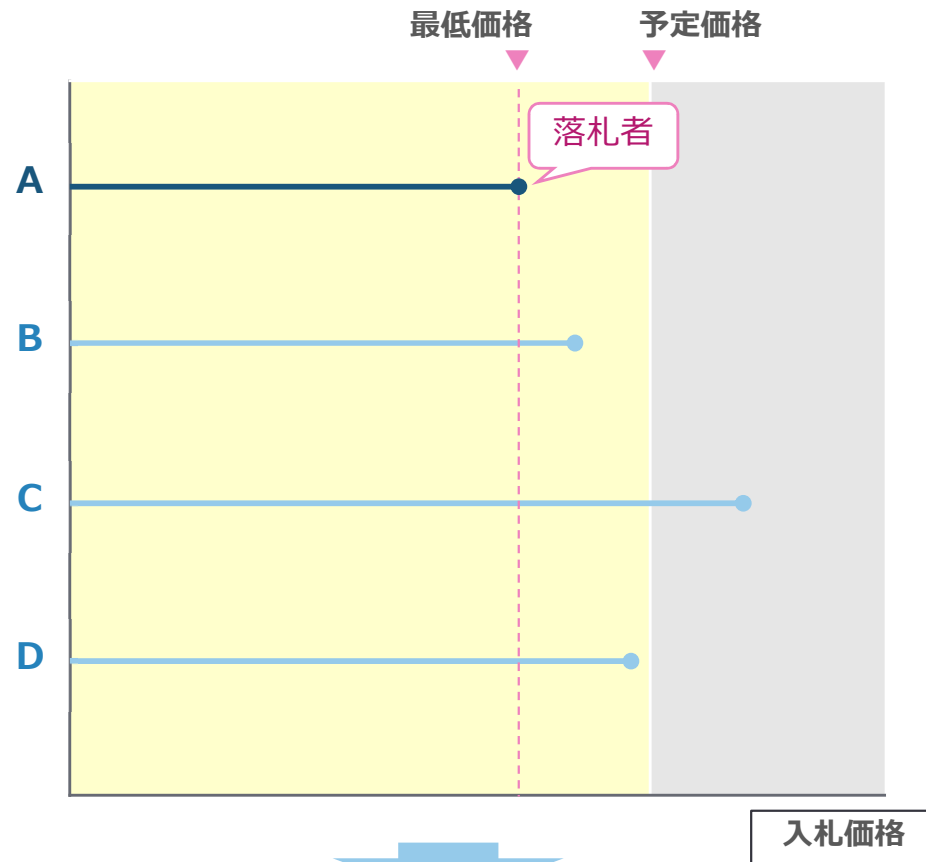
※「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基本的な考え方が定められており、最低価格者と契約を行うという「会計法」との関係は、会計法の特例という位置付け。

2 一般競争入札の方式と落札方法

○ 価格競争方式と総合評価落札方式の落札方法

価格競争方式

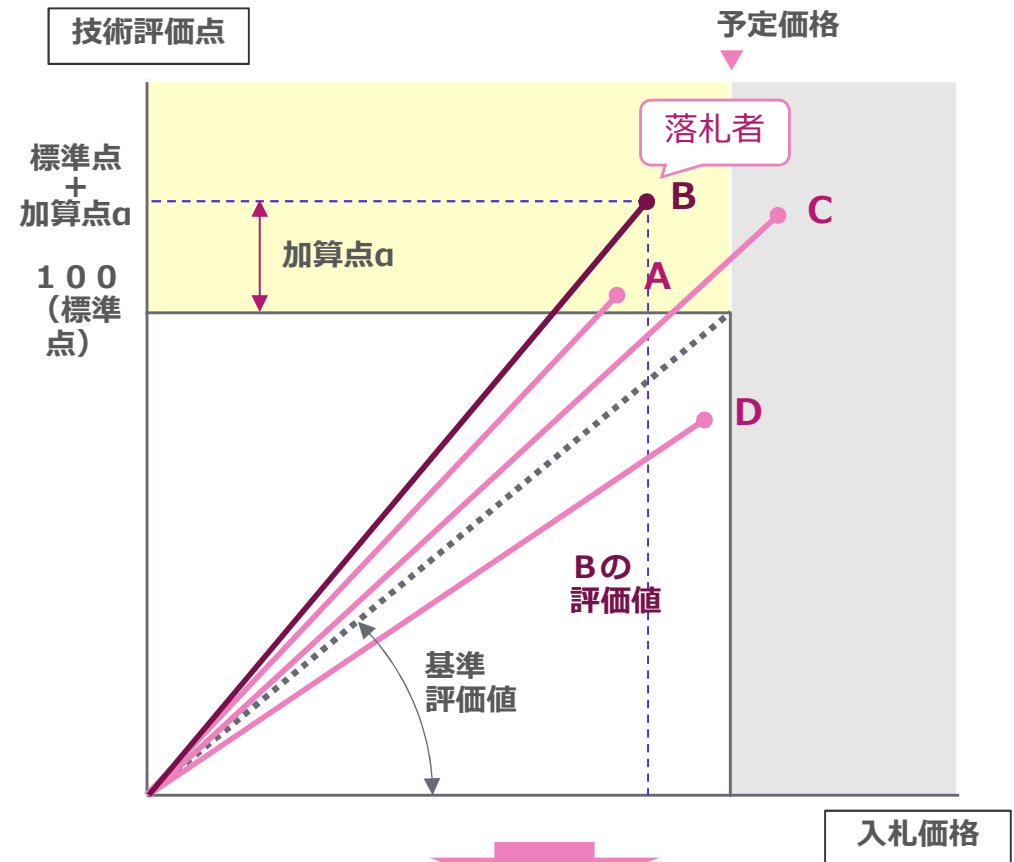
☞ 「価格」の要素のみによる競争



予定価格の範囲内で最も安い「価格」で
入札した企業が落札

総合評価落札方式

☞ 「価格」以外の「技術力」の要素も加えた総合的な
評価による競争



予定価格の範囲内で「評価値」の角度が
最も高い企業が落札

3 総合評価落札方式

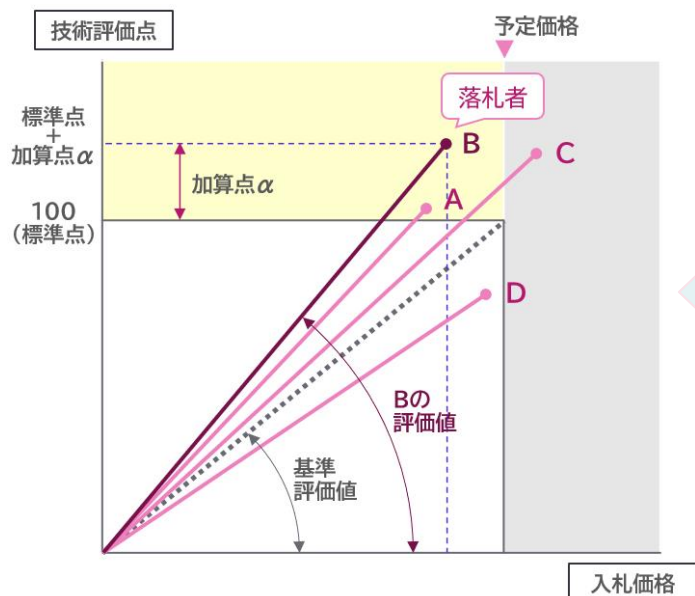
○ 落札者決定の流れ

➡ 予定価格の範囲内で評価値が最大の者を落札者として決定

➡ 評価値は次式により計算

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格(億円)}}$$

$$\begin{aligned} \text{技術評価点} = & \text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点} \\ & 100 + (20 \sim 50) + (0 \sim 30) \end{aligned}$$



- ① Cは予定価格を超過している
- ② Dは標準点を下回っている
- ③ Aは基準評価値を上回っているが、評価値がBを下回っている
- ④ よって、Bが落札者

【参考】

$$\text{基準評価値} = \frac{\text{標準点}}{\text{予定価格}}$$

○ 総合評価落札方式による落札者決定の特徴

予定価格：277,700,000円 技術評価点：150点満点

応札者	入札価格(億円)	技術評価点	評価値
A	2.50	141	56.400
B	2.60	147	56.538
C	2.70	148	54.814

落札者

➡ 入札価格のみならず、企業の技術力を総合的に評価して落札者を決定

3 総合評価落札方式

○ 総合評価落札方式のタイプと概要

金額	タイプ			発注方式名	概 要
8.1 億円※	基準額以上	技術提案評価型 (基準額以上)			- 国内外無差別の原則（安全保障に係る調達には例外規定有） - 施工成績等に基づく評価を除外し、ほぼ技術提案を評価
	基準額未満	技術提案 評価型 (基準額未満)	施工能力 評価型	競争参加 向上型	- 技術的な工夫の余地が大きい工事 - 技術提案 + 施工実績・工事成績等の実績を評価
					- 技術的な工夫の余地が小さい工事 - 施工実績、工事成績等の実績を評価
					- 民間工事でも同等の実績が多数存在する工事 - 公共工事実績は評価せず、過去の同等の施工実績を評価

※基準額：財務省告示第24号（令和6年1月25日）
国の物品等または特定役務の調達手続きの特例を定める政令

3 総合評価落札方式

○ 総合評価落札方式の評価項目（タイプ別）

		基準額以上		基準額未満	
タイプ別		技術提案評価型	技術提案評価型	施工能力評価型	競争参加向上型
地域評価型		適用しない	適用する	適用する	適用する
評価項目	企業の施工能力	評価しない	施工実績・工事成績	施工実績・工事成績	施工実績
	WLB(ワーク・ライフ・バランス)等推進企業	評価する	評価する	評価する	評価する
	配置技術者の能力	評価しない	施工経験・資格等	施工経験・資格等	施工経験・資格等
	企業の信頼性・社会性	評価しない	地域精通度・貢献度	地域精通度・貢献度	地域精通度・貢献度
	技術提案	求める (2テーマ)	求める (1テーマ)	求めない	求めない
	工事全般の施工計画	求める	求める	求めない	求めない
	賃上げ実施企業	評価する	評価する	評価する	評価する

※ 1 地域評価型は地域により設定する

※ 2 技術提案テーマ数は変更する場合がある

※ 3 適用する評価基準を各案件毎に（公告に）アップロード

(参考) 総合評価落札方式の様々な評価項目

多様な評価項目を設定し、公共工事の品質確保、担い手の確保・育成、女性活躍の推進に取り組む企業を評価しています。

ワーク・ライフ・バランス推進企業

☞ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業を評価

評価項目		評価基準	配点
企業の施工能力	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定） 次世代法に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん認定） 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）	いずれかの認定があれば1点

若手技術者の活用

☞ 35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することで、当該工事を実績として将来、工事の主任（監理）技術者として経験を積んでもらう方式

評価項目		評価基準	配点
企業の施工能力	若手技術者の活用 監理（主任）技術者以外に35歳以下の若手技術者を配置	35歳以下の技術者を配置	1点
		資格あり（監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格）	1点

※ 技術者を変更する場合、当初申請した者と同等以上の条件を有する者のみ変更は可能。ただし、対応ができない場合は施工成績を減点措置

女性技術者の配置

☞ 「監理（主任）技術者」、「現場代理人」、「担当技術者」のいずれかに女性技術者の配置を求める方式

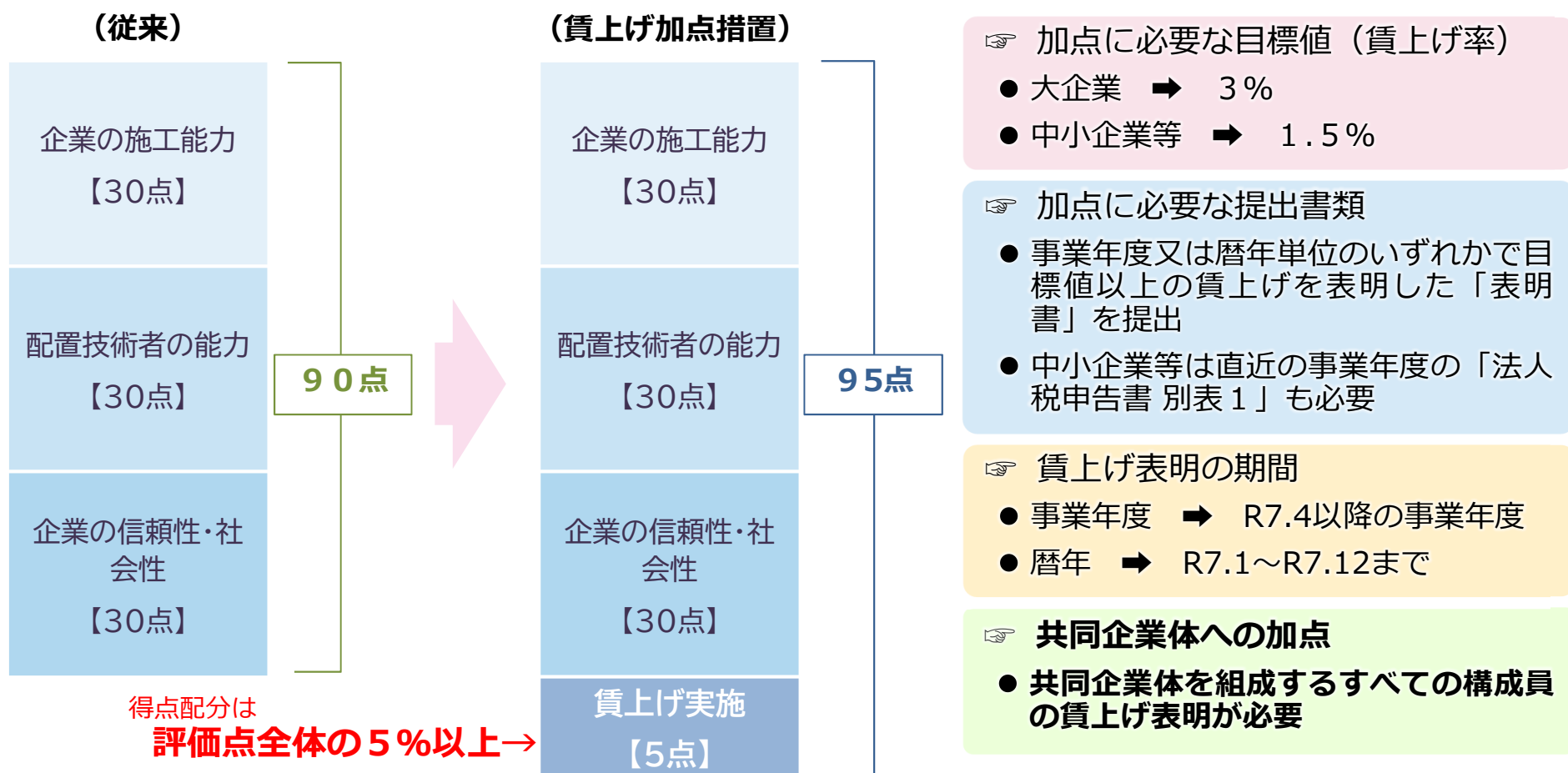
評価項目		評価基準	配点
企業の施工能力	若手技術者の配置 監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者を配置	女性技術者を配置	1点
		資格あり（監理技術者又は主任技術者となりえる国家資格）	1点

※ 現場代理人、監理(主任)技術者、担当技術者のいずれかに女性を新たに配置し、所有資格も当初申請した者と同等以上あることで変更は可能。ただし、対応が出来ない場合は施工成績にて1点減点。やむを得ない事情の場合は減点無し

4 総合評価落札方式における賃上げ企業の加点措置

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受けて、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対する評価点の加点を行うものです。

○ 評価のイメージ（施工能力評価型の例）



※地域評価型の場合を示している

1 申請書関係

- ・ 工事件名の間違い
- ・ 総合審査数値等が異なる
例：「電気工事」の「総合審査数値870点以上」の資格要件に対し、「電気工事」の「総合審査数値830点」の者が応募
- ・ 防衛省の競争参加資格は得ているが、当該局に参加希望申請を出していない

2 企業の工事实績、配置予定技術者の資格・経験

(1) 企業に求める参加資格要件

- ・ 企業に求めた施工実績が確認できない

例：工事完成時期の間違い

過去15年間の実績（平成〇年4月1日から公告日までに完了した工事）の条件に対し、平成〇年よりも以前、また、公告日以後に完了した実績での申請

例：工種の実績が確認できない

求めた同種工事の要件を満たしていない

(2) 配置予定技術者に求める参加資格要件

例：工事完成時期の間違い、工種の実績が確認できない

例：求める工種の必要従事期間を満たしていない

例：配置予定技術者を複数人記載し、そのうち1人が工事の施工経験（参加資格要件）を満たさない

3 技術提案書関係

工事全般の施工計画書

- ・ 「未提出」又は「白紙」
- ・ 入札説明書等に指定した事項と無関係な内容を記載
- ・ 本工事と全く関係のない事項を記載（以前他の申請書で使用したもののコピー）
- ・ 記載内容が他の入札参加者とまったく同一

5 地域評価型（地域精通度・貢献度の評価）

- 地域評価型は、地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれていることが、円滑・良質な施工につながり、地域に精通することで良質な資材及び有能な労務等が確保され、品質の高い施工が期待されるとの考えの下、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価する方式です。
- 対象は、適用地域における基準額（8.1億円）未満の工事となります。

○ 適用地域の設定

- ☞ 地域に根ざし、地域の事情に精通する地元企業を活用することにより、施工の品質の向上等が見込まれる地域を適用地域として設定

○ 評価項目（施工能力評価型の例）

評価の区分	評価点 (配点)
企業の能力	30
配置予定技術者の能力	30
企業の信頼性・社会性	30
賃上げ実施企業	5

評価項目	評価の細目	評価基準	評価点 (配点)
地域精通度	設定地域内における施工実績 (同一工種、元請としての過去5年間の実績)	対象地域で15件以上	6
		対象地域で12件～14件 または対象県内で15件以上	4
		対象県内で10件～14件	2
	※ 民間も評価		
地域貢献度	本店(社)、支店、営業所の所在	対象地域に本店(社)あり	4
		対象地域に支店又は営業所あり または対象県内に本店(社)あり	2
		上記以外	0
	地元企業の下請採用状況	発注予定金額が30%以上	14
地域貢献度	災害協定等	発注予定金額が20%以上	7
		発注予定金額が20%未満	0
		災害協定あり(対象地域内)	2
	ボランティア活動	災害協定あり(対象県内)	1
		活動実績あり(対象地域内)	2
	地産品の使用状況	活動実績あり(対象県内)	1
		使用実績あり(対象県内)	2

6 特定建設工事共同企業体（特定 J V）の構成員の資格

概 要

W T Oを含む特定建設工事共同体（特定 J V）の代表者以外の構成員については、**次順位等級を含めた組合せ（A 等級と B 等級）**を認める。

目 的

工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮して、代表以外の構成員の等級を引き下げる。

参加要件

工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表以外の**構成員に求める施工実績は**、代表者に求めるものよりも**広い要件**。

<求める要件の一例> J Vの構成及び出資比率

○ J Vの構成

- ・ 2 社 or 3 社
- ・ 代表者 : A ランク
- ・ 構成員 : A、**B** ランク

出資比率 均等割の 6 / 1 0 以上

(例) 2 社 J V 7 : **3**
3 社 J V 6 : 2 : **2**

7 地域優良企業活用 J V

概要

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、**下位等級を含めた組合せ（A等級とB等級又はC等級の組合せ）**を認める。

目的

地域に密着した優良な技術を有する企業を J V 構成員として活用し、**確実かつ円滑な施工**を図る。

参加要件

構成員に求める施工実績は、代表者に求めるものよりも**広い要件**。
代表者以外の構成員は、**地域に密着した優良な技術を有する者**とすること。

対象工事

概ね **5 億円程度以上基準額未満**の建設工事とし、庁舎、隊舎などの**地元企業が実績を有する施設**を対象とする。

<求める要件の一例> J V の構成及び出資比率

○ J V の構成

- ・ 2 社 or 3 社
- ・ 代表者 : A ランク
- ・ 構成員 : A、**B**、**C** ランク

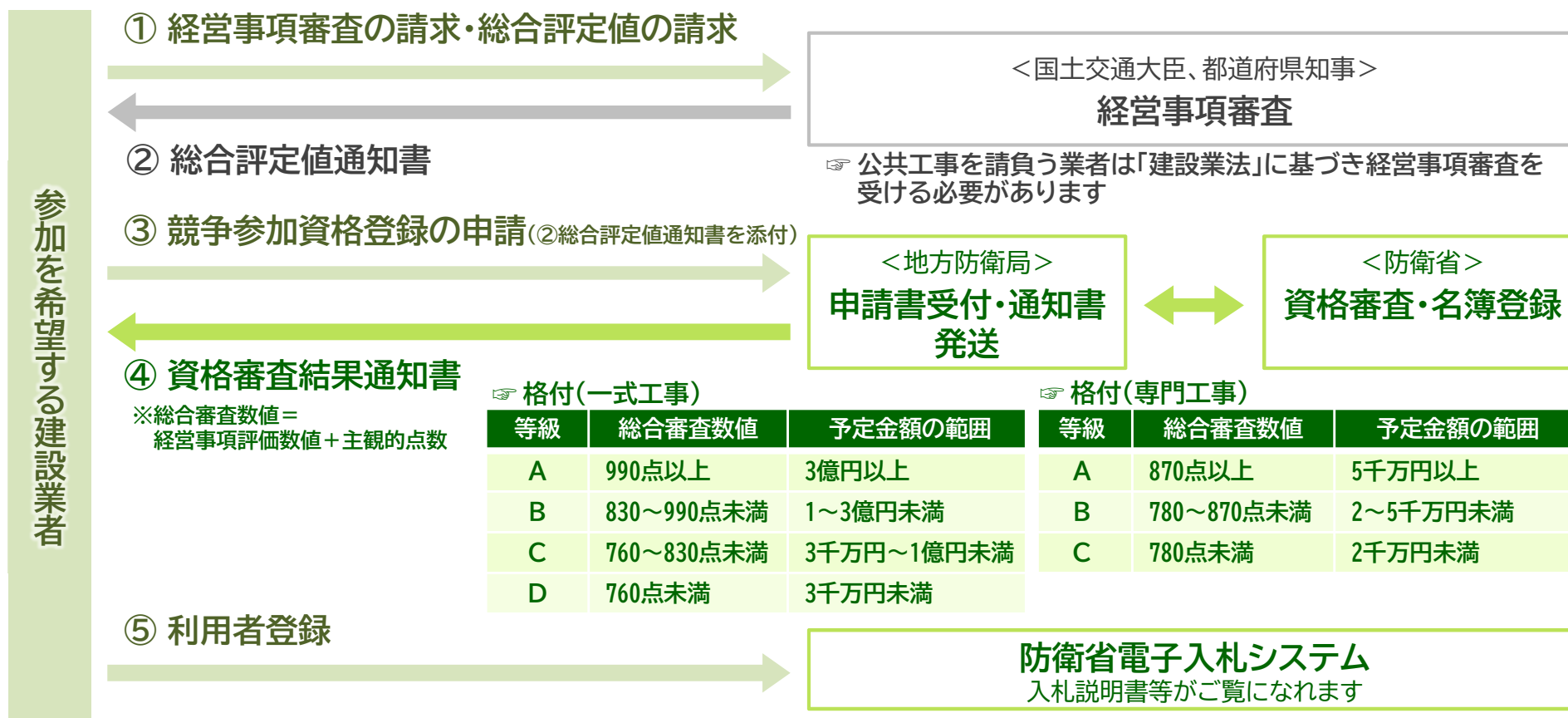
出資比率 均等割の 6 / 1 0 以上

(例) 2 社 J V 7 : **3**
 3 社 J V 6 : 2 : **2**

8 競争参加資格登録の手続

- 防衛省が発注する建設工事の入札に参加するためには、当省の資格審査を受け、『有資格者名簿』への登録が必要です。(地方防衛局、自衛隊が発注するすべての工事が対象)
- 『有資格者名簿』は2年ごとに更新します。(更新の都度、資格審査が必要)

○ 防衛省が発注する工事に参加するための流れ



☞ 個別の発注案件の入札参加申請と同時に有資格者名簿への登録申請が可能です。
ご不明な点は、東北防衛局契約課までお問合せください。

8 競争参加資格登録の手続

○ 有資格者名簿への登録手続き

- 👉 これから現行名簿（令和 7・8 年度有資格者名簿）への登録を希望する方 → **随時登録**
- 👉 合併した場合、グループ経営事項審査を受けた場合などの申請 → **再認定**
- 👉 現行名簿（令和 7・8 年度有資格者名簿）に登録済みで、申請内容に変更がある方 → **変更届**



- ※ 1 **定期登録**の受付は国土交通省主管の「インターネット一元受付」となります。
- ※ 2 有資格者名簿に未登録の企業でも個別の入札案件の参加申請と同時に、**随時登録**の申請を行うことも可能です。
- ※ 3 **随時登録**、**再認定**、**変更届**の手続きに関するお問合せは東北防衛局契約課までお願いします。
(令和 7・8 年度を有効期間とする競争参加資格の随時登録は、受付から 1～2 ヶ月程度で資格審査結果通知書を発送)

○令和 7 年 4 月以降の入札案件に競争参加資格未登録の方が参加申請する場合は、**随時登録が必要**となります。

9 低入札価格調査基準

防衛省が発注する建設工事は、入札価格が「契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」(低入札価格調査基準)を下回った場合には、調査を実施します。

○ 低入札価格調査基準とは

- ➡ 予算決算及び会計令(第85条)に規定
- ➡ 入札価格が「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれが認められる場合の基準」に基づく基準価格を下回った場合は、調査を実施
- ➡ 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合、落札者とししない

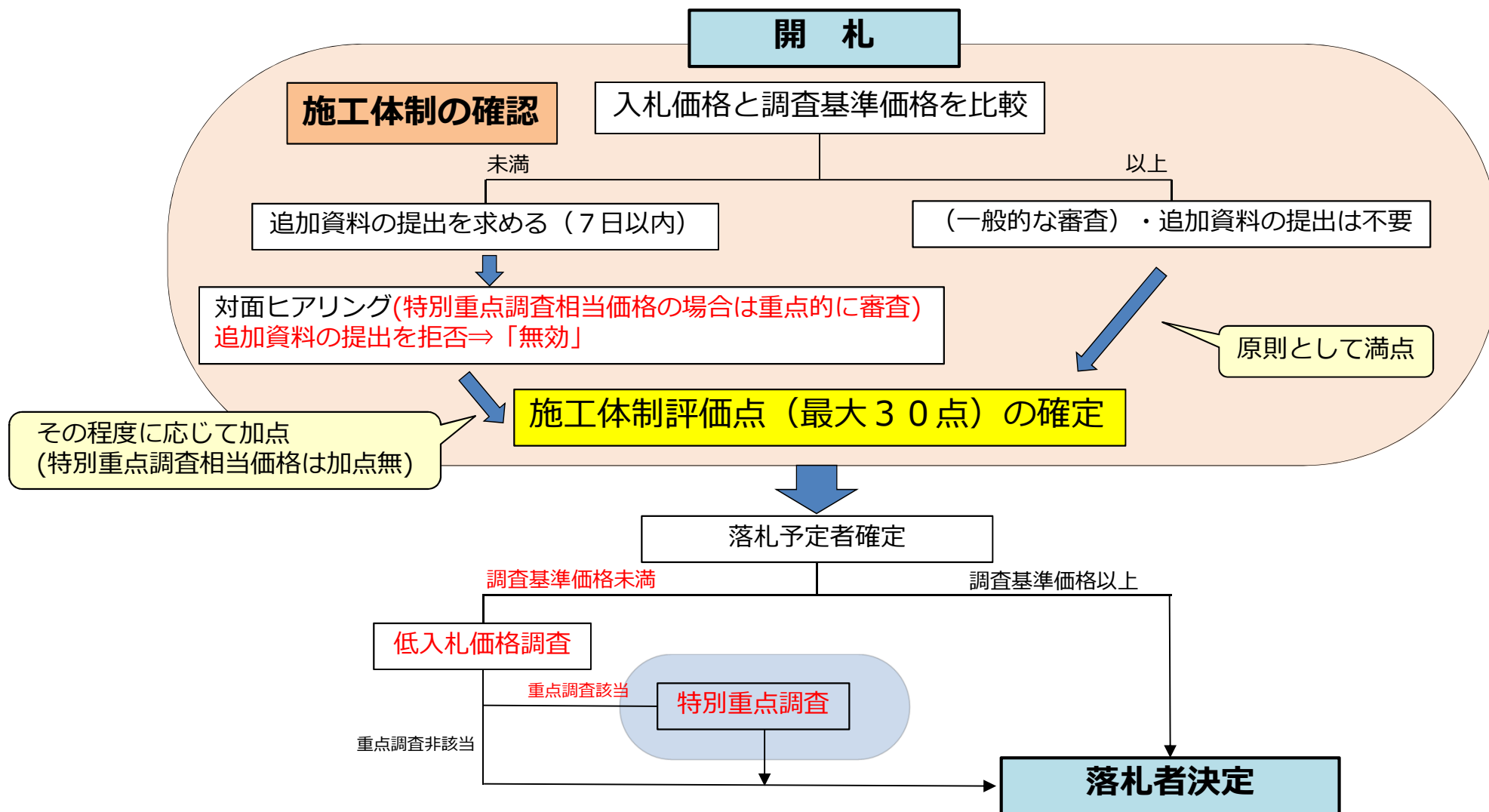
○ 低入札価格調査基準

範囲	予定価格の75%～92%の範囲内で設定			
調査基準価格 の算入率	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
	97%	90%	90%	68%

一般管理費の算入率
令和4年度に改正されています
(55%→68%)

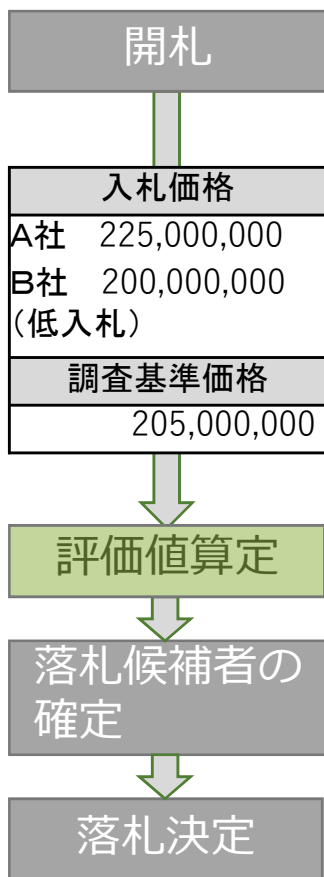
10 施工体制確認型総合評価落札方式の試行

- 施工体制確認型とは、開札後、品質確保体制その他施工体制の確保状態を確認し、入札説明書等（仕様書・図面を含む）に記載された要求内容を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式です。
- 対象は予定価格が1,000万円以上の総合評価落札方式によるすべての工事に適用しています。



(参考) 施工体制確認型の評価値の算出のイメージ

○ 評価値の算出のイメージ



技術提案評価型（基準額未滿）の審査					施工体制確認	
	企業	技術者	技術提案	評価点合計a	施工体制評価点	減点割合b ※1
A社	15	20	20	55	30	30/30
B社	15	20	20	55	20	20/30

※1
満点30点に対する
施工体制評価点の割合

評価点合計a × 減点割合b

最終評価点c = a × b
55 (55 × (30/30))
36.666 (55 × (20/30))

	加算点※2	
A社	30	(最終評価点c 1位=30)
B社	19.999	((最終評価点c B社)/((最終評価点c A社(1位)) × 30 = (55/36.666) × 30 = 19.999)

※2
最終評価点c が1位の者は満点、2位以下は案分する
[満点 × 最終評価点c 2位 ÷ 最終評価点c 1位]

○ 評価値を算定 → 最大の者が落札

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点}(100) + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格(億円)}}$$

$$A = \frac{100 + 30 + 30}{2.25} = 71.111 \rightarrow \text{落札}$$

$$B = \frac{100 + 19.999 + 20}{2} = 69.999$$

※低入札は施工体制評価点の減点につながります。
※技術提案の評価点ではなく評価点合計aを用いるため、施工体制評価点による減点割合bの影響が大きくなります。

↓
低入札が総合評価の評定値に大きく影響します！

11 工事費内訳明細書の提出等

- すべての工事等の入札にあたり、原則として工事費内訳明細書の提出が義務付けられています。
- 入札に参加される際は、必ず入札説明書をご確認のうえ、提出をお願いします。

○ 工事費内訳明細書の提出時にご注意いただきたい事項

提出

- ☞ 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の提出が必要です。

注意点

- ☞ 次に該当する場合は、入札心得書で規定される「その他入札に関する条件に違反した入札」として、入札が無効となる場合があります。

別表

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

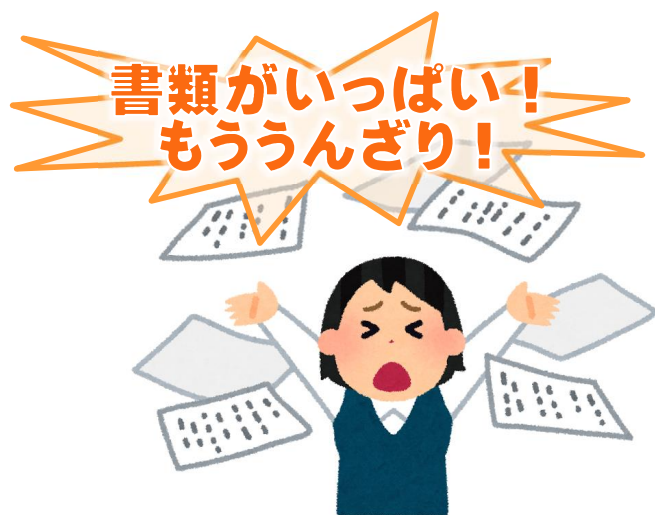
※工事費内訳明細書の表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しないこと。

その他にも
...

- ☞ 内訳明細書は入札参加者が独自に作成しなければなりません。他の参加者の内訳を参考に作成するなどの行為は、不正行為として指名停止措置等の対象となる可能性があります。

12 電子契約の実施

- 防衛省では、令和4年4月からすべての建設工事・建設コンサルタント業務を対象に原則、電子契約を実施しています。（電子契約の対応が難しい場合は紙契約でも可能）



そんな時こそ

電子契約

※ デジタル庁が運用する電子契約システム(GECS)を利用



メリットは?

- ➡ ペーパーレス・押印不要で楽々 🎵 🎵
- ➡ 収入印紙不要 🎵 🎵
- ➡ 書類の郵送不要 🎵 🎵
- ➡ 保管コストの削減 🎵 🎵

12 電子契約の実施

- 各種証券の電子化対応のため、令和5年12月から保険証券及び保証証書の寄託方法に電磁的方法を加えています。

改正の概要

- ・受注者が、契約の保証として履行保証保険契約を締結した場合、保険証券を発注者に寄託することに代えて、電磁的方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保険証券を寄託したものとみなすこととする。(第4条関係)。
- ・受注者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と前払金の保証契約を締結した場合(当該保証契約を変更する場合を含む。)、保証証書を発注者に寄託することに代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなすこととする。(第37条及び第38条関係)

(第4条、第37条及び第38条)

(契約の保証)

第4条 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

(前金払)

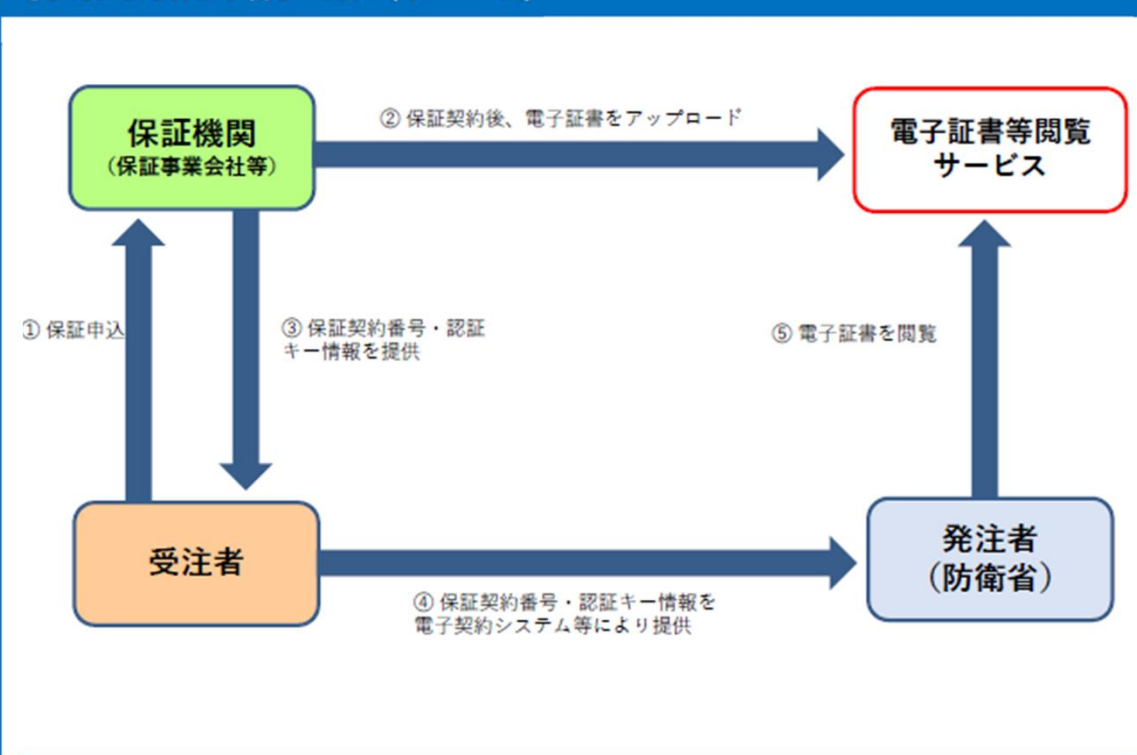
第37条 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(保証契約の変更)

第38条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

電子化による保証手続きの流れ (イメージ図)

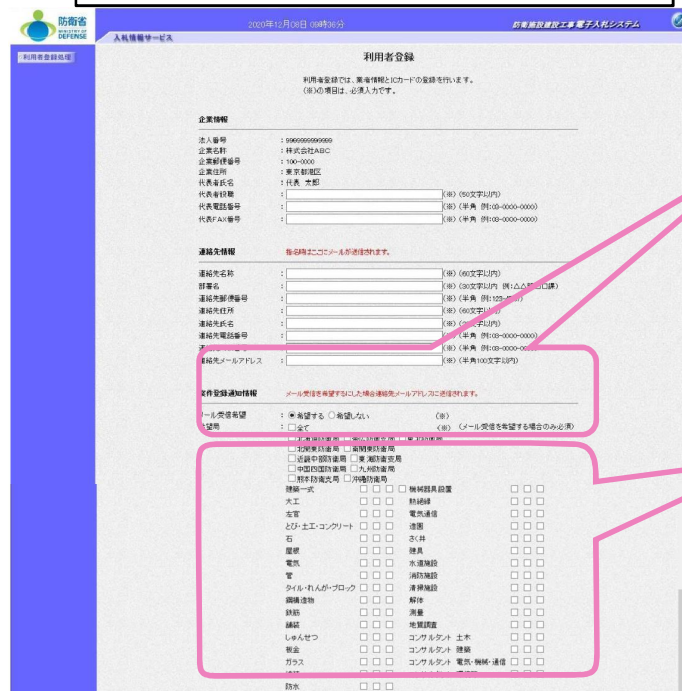


13 公告情報の自動メール配信

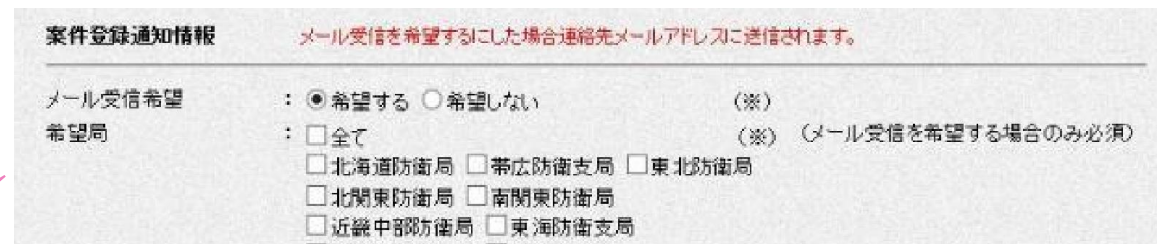
- 令和3年度から、防衛省の工事・業務への入札参加を検討される方へ、公告日に公告情報の自動メール配信を行っています。
- 公告日に登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。

○ 自動メール配信機能の設定・登録

電子入札システム利用者登録画面



「メール受信希望」、「希望局」の登録



「希望業種・希望ランク」の登録



「希望局」/「希望業種・希望ランク」欄で選択した条件に当てはまる案件が公告された際、登録した連絡先メールアドレスに『公告のお知らせ』メールが送信されます。
※当該入札公告等の競争参加資格に該当する方のみ案件情報のダウンロードが可能となります。

詳細は電子入札システムの利用者登録画面からご確認ください。

(お問合せ先)

防衛施設建設工事電子入札ヘルプデスク

TEL : 03-3456-7121

(受付時間 平日9:00 - 17:00)

電子メール : helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp

(24時間受付 ※回答は平日9:00 - 17:00にお電話でのご回答となります)

14 入札・契約制度に関する情報（防衛省HP）

- 防衛省のホームページでは、建設工事関連の入札・契約情報に関するお知らせ及び関連通達等を公表していますので、詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

[自衛官募集](#)[キッズ](#)[EN](#)[詳細検索](#)[防衛省について](#)[最近の国際軍事情勢](#)[防衛政策](#)[防衛省の取組](#)[採用情報](#)[報道・白書・広報イベント](#)[予算・調達](#)[法令・手続等](#)[ホーム](#) > [予算・調達](#) > [入札・契約制度](#)

入札・契約制度

防衛省の規則については、[防衛省情報検索サービス](#) から検索できます。

建設工事・建設コンサルタント業務

[お知らせ](#)[建設工事に関する入札・契約制度関連通達等](#)

防衛省における入札・契約制度に関する情報が閲覧できます。



14 入札・契約制度に関する情報（防衛省HP）

ホーム > 予算・調達 > 入札・契約制度 > お知らせ

お知らせ

建設工事に係る企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験に関する要件緩和について

> 建設工事に係る企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験に関する要件緩和について

建設工事・建設コンサルタント業務の発注見通しについて

> お知らせ — 令和2年度 工事・業務の発注見通しについて —

建設工事・建設コンサルタント業務に係る競争参加資格の等級区分（発注標準）について

> 建設工事・建設コンサルタント業務に係る競争参加資格の等級区分（発注標準）について

ホーム > 予算・調達 > 入札・契約制度 > 建設工事に関する入札・契約制度関連通達等

建設工事に関する入札・契約制度関連通達等

総合評価落札方式

- ② [工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（通知）](#)  
- ② [建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（通知）](#) 
- ② [建設工事請負契約に係る施工体制確認型総合評価落札方式について（通知）](#)  
- ② [工事及び建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における一括審査方式について（通知）](#)  
- ② [建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る段階的選抜方式の試行について（通知）](#) 
- ② [工事の総合評価落札方式における簡易確認型の試行について（通知）](#) 
- ② [建設工事請負契約における総合評価落札方式に係る競争参加向上型の試行について（通知）](#) 

低入札価格調査制度等

- ② [防衛省が発注する建設工事のいわゆるダンピング受注に係る品質確保の対策について（通達）](#)  
- ② [工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の運用について（通知）](#)  
- ② [工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の運用に係る適用範囲について（通知）](#)  
- ② [低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施について（通知）](#)  
- ② [工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項に規定する基準の取扱いに関する細部事項について（通知）](#) 
- ② [低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の運用について（通知）](#)  